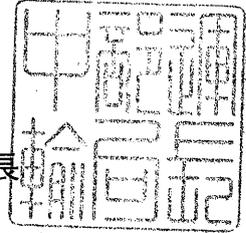




中運総安第13号の2
令和元年11月15日

東海倉庫協会 会長 殿

中部運輸局長



ローマ法王来日に伴う警備協力について

平素は、国土交通行政へのご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ローマ法王フランシスコ台下は、11月23日から26日までの間、来日する予定です。

貴団体におかれましては、これまでもテロ防止対策には万全を期していただいているものと存じますが、今般、国土交通本省を通じ、別添のとおり、ローマ法王来日に伴う警備協力について要請がありましたので、改めてテロ防止対策の徹底を図っていただきますよう傘下会員に対し周知徹底をお願いいたします。

国官危管第13号
令和元年11月6日

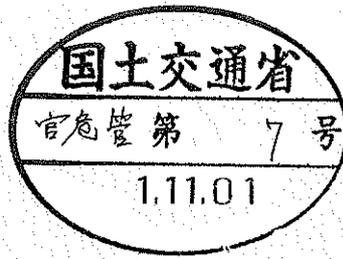
中部運輸局長 殿

国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
(公 印 省 略)

ローマ法王来日に伴う警備協力について

標記について、別紙のとおり警察庁警備局長より協力依頼がありましたので、貴所
属職員及び関係機関・団体等に対し周知願います。また、必要に応じて警察と連携・
協力を図るよう対応願います。





警察庁丙備一発第234号
令和元年11月1日

国土交通省大臣官房
危機管理・運輸安全政策審議官 殿

警察庁警備局長
(公印省略)

ローマ法王来日に伴う警備協力について (要請)

平素は警察運営に際して御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、ローマ法王フランシスコ台下 (以下「ローマ法王」という。) は、東京において天皇陛下の御会見、安倍首相との会談、被爆地広島、長崎訪問等のため、本年11月23日から26日までの間、来日する予定です。

ローマ法王は、バチカン市国の元首であるばかりでなく、全世界にまたがるカトリック信徒の頂点に立つ最高指導者であり、その国際的影響力は極めて大きいことから、警察では、同法王を始めとする関係者の安全と諸行事の円滑な遂行を確保するため、各種対策を推進し警備の万全を期することとしております。

貴台におかれましても、本警備の重要性に御理解いただき、次の事項につきまして指導を強化されるなど適切な措置を講じられますようお願いいたします。

要 請 事 項

○ 各省庁共通要請事項

- 1 自主警備体制の強化
- 2 連絡体制の確立
- 3 ローマ法王フランシスコ台下来日に伴う関連情報及び不審者等情報の警察への通報連絡の徹底
- 4 宿舎、行き先地周辺における大規模行事、公共工事、業務用車両利用及び小型無人機等の使用の自粛
- 5 業務用車両、小型無人機等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡の徹底
- 6 身分証明書、制服等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡の徹底
- 7 関係機関に対する交通規制内容の周知及び宿舎、行き先地周辺における交通総量抑制に向けた指導
- 8 サイバーセキュリティ対策の強化

○ 個別要請事項

- 1 宿舎、行き先地周辺における河川、道路、公園、道の駅、共同溝等の管理及び警戒の強化並びにその要請
- 2 工事資機材、工事用火薬類等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡徹底並びにその指導
- 3 放射性物質等の運搬に関する管理の強化の指導
- 4 公共交通機関におけるポスター、放送等を通じた旅客への不審者（物）発見時の協力要請の指導
- 5 陸上公共交通機関及び関連施設に対する警戒警備の強化の指導
- 6 船舶及び港湾施設に対する警戒警備の強化の指導
- 7 航空機、空港及び航空保安施設に対する警戒警備の強化及びその指導
- 8 鉄道ケーブル等交通運行上重要な物件に対する警戒警備の強化の指導
- 9 ハイジャック等防止対策の徹底及びその指導
- 10 小型航空機・小型船舶所有者等に対する管理強化の指導及び宿舎、行き先地周辺における飛行・航行自粛要請
- 11 航空法及び小型無人機等飛行禁止法に係る要請
 - ローマ法王来日期間中について、行き先地、宿舎周辺の上空における無人航空機の飛行自粛及び飛行させる場合の警察への連絡に係る協力の要請
 - 訪日外国人等に対する航空法及び小型無人機等飛行禁止法の積極的広報
 - 個別事案発生時等における無人航空機の飛行許可・承認に係る警察からの照会への24時間即時対応体制の確保
- 12 宿舎、行き先地周辺における緊急走行時の110番通報及びその要請
- 13 宿舎、行き先地における道路運送事業者が使用する車両の交通総量抑制に係る運行調整の指導
- 14 重要インフラ事業者等に対する自主警備体制及びサイバーセキュリティ対策の強化の指導
- 15 宿舎、行き先地周辺において国土交通省が管理する公園内での小型無人機等の飛行に係る警察への協力
- 16 レンタカー事業者団体に対する借受人への本人確認や使用目的聴取の徹底、不審点を認めた場合の警察への通報等の指導
- 17 住宅宿泊事業者等に対する宿泊者名簿への記載等の徹底の指導